

宇都宮市建設工事共通仕様書（新旧対照表）

平成27年10月

宇都宮市

旧	新
<p>I 宇都宮市建設工事共通仕様書 第1編 共通編 第1節 総則 1-1-9 工事の下請 p8</p> <p>(3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。</p>	<p>I 宇都宮市建設工事共通仕様書 第1編 共通編 第1節 総則 1-1-9 工事の下請 p8</p> <p>【改定】 (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。なお、下請契約を締結するときは、適正な額の請負代金での下請負契約の締結に努めなければならない。</p>
<p>I 宇都宮市建設工事共通仕様書 第1編 共通編 第1節 総則 1-1-10 施工体制台帳 p8～9</p> <p>1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金（当該下請請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金の総額）が3,000万円（建築一式工事においては4,500万）以上となる場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号，国営技第30号，国港建第112号，国空建第68号）に従って記載した施工台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p>	<p>I 宇都宮市建設工事共通仕様書 第1編 共通編 第1節 総則 1-1-10 施工体制台帳 p8～9</p> <p>【改定】 1. 一般事項 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合、国土交通省令及び「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号，国営技第30号，国港建第112号，国空建第68号）に従って記載した施工台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。</p>

宇都宮市建設工事共通仕様書(平成26年版) 平成27年10月適用 (新旧対照表)

旧	新
<p>I 宇都宮市建設工事共通仕様書 第1編 共通編 第1節 総則 1-1-23 施工管理 p17</p> <p>6. 良好な作業環境の確保 受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p>	<p>I 宇都宮市建設工事共通仕様書 第1編 共通編 第1節 総則 1-1-23 施工管理 p17</p> <p>【改定】 6. 良好な作業環境の確保 受注者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。また、受注者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舍等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。</p>
<p>I 宇都宮市建設工事共通仕様書 第1編 共通編 第1節 総則 1-1-32 交通安全管理 p23</p> <p>2. 輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合わせを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>I 宇都宮市建設工事共通仕様書 第1編 共通編 第1節 総則 1-1-32 交通安全管理 p23</p> <p>【改定】 2. 輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合わせを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導警備員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画をたて、災害の防止を図らなければならない。</p>

工事資料一覧表 (新旧対照表)

平成27年4月1日以降契約の工事から適用
平成25年3月1日以降契約の工事から適用

※1
1 提出書類

No.	工事資料名	1000万円未満 ※3	検査資料	1000万円以上	検査資料	備考
1	施工体系図	△	△	○ △	● △	建24の7、建則14の6
2	施工体制台帳(下請け総額3000万円以上)	△	△	△	△	建24の7、建則14の6
3	再生資源利用・利用促進(実施)書(計画書は施工計画書)	○ ※2		○	●	仕1-1-18
4	建設副産物処理承認申請書・同処理調書(産廃処理業者及び収集運搬業者の許可証と契約書写し、処理場等書類と写真添付)			○	●	仕1-1-18
5	設計図書照査表			○	●	契19、仕1-1-3
6	工事履行報告書(工事実施工程表含む)			○	●	契12
7	工事打合せ簿	○		○	●	契10の2、10の4
8	段階確認書(状況写真添付)			○	●	契10の2、10の3、仕3編1-1-6
9	工事写真(電子データ)	○	●	○	●	契15
10	使用材料報告書(再生骨材品質等確認報告書含む)	○	●	○	●	契14
11	施工計画書(再生資源利用・利用促進計画書含む)	○ ※2		○	●	仕1-1-4
12	施工管理報告書(品質管理、出来形管理)	○	●	○	●	仕1-1-23(出来形・品質)
13	台帳関係(舗装・橋梁・照明・標識等)(電子データ)	該当がある場合		該当がある場合		特記仕様書
14	その他	監督員が必要と認める資料				
		○：作成資料 ●：検査で確認する資料 △：該当する場合に作成する資料(検査で確認)				

※1：提出書類とは、施工に伴い作成する資料であって、完成時には現場とともに発注者に引き渡す書類である。

※2：1000万円未満(100万円未満を除く)の施工計画書に記載する事項
1 工事概要
2 現場組織表
3 緊急時の体制及び対応
4 再生資源利用・利用促進(計画)書
5 その他(請負者・発注者が工事施工上必要な事項)

※3：請負額100万円未満の工事資料については、工事写真と出来型のわかる資料とする。(施工計画書等は不要)

備考欄の凡例

建	建設業法
建則	建設業法施行規則
廃掃	廃棄物処理法
安	労働安全衛生法
安則	労働安全衛生規則
労基	労働基準法
土指針	土木工事安全施工技術指針
契	栃木県建設工事請負契約書
仕	栃木県土木工事共通仕様書
考査	考査項目別運用表

※4
2 請負者手持ち資料(検査を受けた年度の翌年から5年間保存)

No.	工事資料名	検査資料	備考
1	安全教育実施記録簿(写真添付)		仕1-1-26
2	産業廃棄物マニフェスト(総括表含む)	△	廃掃12の3、仕1-1-18
3	建退共証紙購入報告書・建退共証紙受払簿		仕1-1-40
4	有資格者証写し一覧表(元請け、下請け)		安14、安則16
5	新規入場者教育実施記録簿(状況写真添付)		安59、安則35
6	KY活動等実施記録簿(状況写真添付)		安28の2、安則24の11
7	重機等の検査証写し及び点検記録簿(自主点検票写真)		安則169
8	重機作業における誘導員及び人との分離措置状況写真		安則158
9	作業員名簿(自社・下請)		労基107
10	社内パトロール実施記録簿(状況写真添付)		考査
11	保安施設記録資料		土指針2-2、3
12	山留め、仮締切等土留め支保工の設置後点検記録		安則375
13	足場、支保工等の設置後点検記録		安則567
14	安全協議会等の実施記録簿(状況写真添付)		考査
15	各種安全パトロール指摘事項是正報告書		考査
16	舗装切取りコア等(1,000mm未満で異常が認められない場合には不要、確認は納入伝票等で行うものとする)	△	仕様書1-1-23(出来形・品質)
17	工事カルテ(請負額500万円以上)		仕様書1-1-5
18	交通整理員集計表及び伝票	△	仕様書1-1-23(出来形・品質)
19	創意工夫提案資料(状況写真添付)		考査
20	各関係機関等許可証等		仕様書1-1-35
21	地域への貢献等実施状況(地域コミュニケーション、ボランティア活動記録等)(状況写真添付)	△	考査
			△：該当がある場合(検査で確認する資料)

※4 請負者手持ち資料とは、発注者に提出を要しないもの。ただし、施工段階あるいは完成検査時に、必要に応じて確認を求められることがあるもの。(原本・原稿等提示)

注) 低入札価格調査工事、品質確保特別対策工事については臨時点検に備え、施工体制台帳の作成が必要のない請負額であっても、下請け関係の把握できる資料及び作業員名簿、承認関係資料を現場に常設すること。

表1-2
提出書類(1)

工事資料簡素化(新旧対象表)

平成27年4月1日以降契約の工事から適用
平成25年3月1日以降契約の工事から適用

	工事資料名	1000万円未満(3)		1000万円以上		書類作成の根拠	簡素化	備考
		作成資料	検査資料	作成資料	検査資料			
1	施工体系図			—	—	建24-7 建14の6		
2	施工体制台帳			(下請総額 3000万以上)	(下請総額 3000万以上)	建24-7 建14の6	+公共工事品質確保の手引きにおいて、下請金額の総額が3000万未満であっても、適正な施工体制を確保する観点から作成することが望ましいとなっているが、作成を要しないものとする。(「公共工事品質管理の手引き」の見直し)	
3	再生資源利用・利用促進(実施)書(計画書は施工計画書)					仕1-1-18	・請負金額100万円未満については省略することができるものとする。	
4	建設副産物処理承認申請書・同処理調書(産廃処理業者及び収集運搬業者の許可証と契約書写し、処理場等種類と写真添付)					仕1-1-18		
5	設計図書照査表					契19 仕1-1-3	・契約書第19条第1項1号から5号に該当する事実があった場合のみ提出するものとする。(該当する事実がない場合は、工事打合せ簿での報告のみとする)	
6	工事履行報告書(工事実施工程表含む)					契12 仕1-1-24	・実施工程表は添付しないものとする。ただし、工事の進捗状況を把握するため提出を求めることができるものとする。 ・監督員との協議により電子メールでの提出も可とする。	
7	工事打ち合わせ簿 ・官公庁への手続き等(仕1-1-35) ・休日、夜間作業届(仕1-1-36) ・工事測量結果(仕1-1-37)					契10の2、10の4 仕3編1-1-9	・監督員との協議により電子メールでの打ち合わせも可とする。この場合、メール文を印刷し発議者の押印は必要ないものとする。(決裁は必要)ただし、打ち合わせ一覧表には表題等を記入する。 ・仕1-1-35官公庁等への手続きは、許可後の資料を提示すればよい。ただし、監督員から請求があった場合は提出とする。 ・仕1-1-36休日、夜間作業届は、施工計画書に作業日を記載すれば提出不要とする。また、作業日が確定する毎に届ける場合は、監督員との協議によりファックス、メールでも可とする。 ・仕1-1-37工事測量結果については、設計図書と差異があった場合にのみ提出する。	